

静岡県告示第290号の3

静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）第25条第5項の規定により、次の静岡県指定無形文化財の指定が解除されたので、同条第7項の規定に基づき告示する。

令和6年3月29日

静岡県知事 川勝平太

- | | | |
|---|-------|-------------------------------|
| 1 | 種別 | 無形民俗文化財 |
| | 名称 | 法多山の田遊祭 |
| | 指定番号 | 第219号 |
| | 指定年月日 | 昭和35年4月15日 |
| | 解除理由 | 令和6年3月21日付けで重要無形民俗文化財に指定されたため |